

球磨村再エネ導入戦略策定業務における業務仕様書

令和3年8月3日
球磨村役場 復興推進課

1. はじめに

本業務は、2050年までの脱炭素社会を見据えて再エネ導入目標を策定するものである。この目標は、策定後に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく球磨村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に適切に反映されることを前提とする。

2. 業務の内容

(1) 基礎情報の収集又は現状分析

部門別の温室効果ガスの推計に向けて、H27.3に策定済みの「球磨村地球温暖化実行計画（区域施策編）」をベースに、令和2年7月豪雨の被災状況および復興計画を部門別に情報収集し、現状分析すること。

再エネの導入量について、主に環境省やNEDO等のデータベースを利用して種類別に分析するほか、本村の主要産業である林業については森林組合と連携した調査、主要観光資源である棚田については営農型太陽光発電の導入について情報収集し、現状分析すること。

温室効果ガスの削減に影響を与える電力の排出係数の見通しや国等の省エネ等に関する施策などの情報収集に加え、本村が豊富に持つ森林資源による温室効果ガスの吸収量に関して情報収集・分析を行うこと。

(2) 温室効果ガス排出量に関する推計

将来人口、産業構造、エネルギー効率（コミュニティ集約含む）の観点から温室効果ガス排出量を推計すること。

温室効果ガスの推計にあたっては、将来人口、エネルギー効率等の要素において、想定しうるパターンを挙げ、それぞれの組み合わせにより複数の推計モデルを検討すること。

(3) 将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

本村の抱える課題を解決し、災害に強く、住民が安全安心に住み続けられる球磨村として復興していくための将来ビジョンを作成すること。

脱炭素シナリオの作成にあたっては、エネルギー消費量及び再生エネルギー導入量の大小の組み合わせにより複数のシナリオを想定し、それぞれの場合の検討を行うこと。

(4) 再エネ導入目標の作成

本村において考えられる再エネポテンシャルを挙げ、それぞれについて、(1)の基礎情報の収集と現状分析を踏まえ、事業内容Ⅲで想定するシナリオごとに再エネ導入目標を作成すること。

(5) 重点施策の検討と策定

公共施設設備への省エネ機器、EV、PHV導入による消費電力削減と、再エネ導入による系統電力使用量の削減を目的としつつ、施策課題である被災時のレジリエンス強化、生活再建支援、行政資金からの支援削減、行政サービスコストの財源確保等を解決し、施策の継続性や拡充を実現していくために、以下の事業について検討と策定を行うこと。

- A) 整備・拡充している避難施設の電源確保に向けた「避難施設の非常時電源となる経済的に自立するPPAの活用」
- B) 本村の補助金により設置された太陽光発電設備の有効利用に向け、本村で新規創業した地域新電力と連携した「村民の所得向上に寄与するPV余剰電力の調達と域内外への供給」
- C) 事業1と事業2の事業収益の一部を活用し、行政サービスの維持・公営企業のランニングコスト削減に向けた「収益のコミュニティ維持と脱炭素への活用による域内資金循環」
- D) 省エネ・創エネ・蓄エネによる避難施設の非常時対応の強化に向けた「避難施設の非常時対応に寄与する省・創・蓄エネへの再投資の活用」
- E) これらの重点施策を通じ、脱炭素社会構築を軸としつつ、令和2年3月策定の「球磨村復興計画」に定める地域別の復興。

(6) 「選ばれる村くまむら」実現化検討会の実施

本事業の実現化を推進するため、行政、公営企業、民間企業、地方創生に関する学識経験者で組織された「選ばれる村くまむら」実現化検討会を実施する。検討会は3回実施することを予定する。その検討会において、(1)～(5)を踏まえた検討会に提示する資料を作成するとともに運営を支援すること。

(7) 報告書の作成

(1)～(6)で検討策定した事項に関する報告書を作成すること。

3. 業務期間（予定）

委託契約締結の翌日から令和4年1月14日

4. 成果物

下記の成果物を業務期間内に球磨村役場復興推進課に提出すること。

- (1) 業務報告書5部（A4版200頁程度）
- (2) 業務報告書の電子データを格納した電子媒体（DVD-R等）：一式

5. 検査

- (1) 受託者は、成果品の引き渡しにあつては期限を遵守し、かつ、球磨村の検査を受けなければならない。
- (2) 検査において指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、成果品引き渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

6. その他

- (1) 調査、検討等を行うにあたり、現地に立ち入る必要があるときは、事前に球磨村役場に調整し、許可を得ること。
- (2) 提出された成果品に不明瞭な点及び誤り等が生じた場合は、成果品引き渡し後においても、球磨村役場の指示に従い速やかに訂正すること。
- (3) この仕様書に記載されていない事項、及びこの仕様書の内容に疑義が生じた場合は球磨村役場と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 本業務に関する資料は全て明確に整理し（必要に応じて出典根拠等を添付）提出すること。

<以上>